

## ① 全員が提出する書類

1	2022 年度 後期授業料免除継続申請書	本学所定様式 ・すべての内容について記入してください。 ・現住所は住民票の住所ではなく、実際住んでいる住所を記入してください。 ・通学区分について、留学生及び独立生計者は「自宅」を選択してください。	
2	令和 4 年度の所得・課税証明書 (原本) * 市区町村発行	本人を含む世帯内全員の最新の所得・課税証明書 * 提出日から 3 か月以内に交付されたもの (兄弟姉妹は不要)	所得がない場合でも、提出が必要です。非課税証明書等の名称になる場合があります(自治体により名称は異なります)
3	2022 年度後期分 大学制度の授業料免除申請に係る確認書		提出書類 2 を確認

## ② 該当者のみ提出する書類

2022 年度後期授業料免除継続申請書の 1 の質問 3～5 に「□はい」と回答した場合および 2 で前期申請時から変更があった項目がある場合は、下表で必要な書類を確認の上、提出してください。

家族に関する情報			
番号	該当する項目	提出書類等	書類番号
3	2022 年 4 月 1 日～9 月 30 日の風水害・盗難・火災等被害	・被災証明書, 被害届受理番号がわかる書類, 被害額の証明書類 (様式随意)	
4	雇用保険受給者	雇用保険金受給明細書 (受給金額を記載したもの。両面をコピーすること)	
	家計支持者の別居	「家計支持者の別居 (単身赴任等) に係る支出状況報告書」 (別紙 5) 及び領収書	別紙 5
	長期療養者	「長期療養に係る計算表」 (別紙 4) 及び領収書 ※前期に提出済の場合, 診断書の提出は不要	別紙 4
5	独立生計者 (本人) または留学生	「経済生活状況申告書」 (別紙 8) ※指導教員の所見は留学生であっても不要 5 月 1 日以降に独立生計者となった者については, 所得税法上, 父母等の扶養親族でないことを証明できる書類	別紙 8
前期分授業料免除申請 (4 月 1 日時点) から変更があった情報			
番号	変更があった項目	提出書類等	書類番号
1	世帯の構成員	2022 年 9 月 1 日以降に取得した「世帯全員の住民票」 前期申請時から世帯の構成員に変更がある場合 (同居・別居等) に提出してください。住民票を移動していない場合は, 別居していることがわかる書類 (賃貸契約書の写し等) も必要です。 (就学者除く)	
2	世帯構成員の就学状況 (大学・専門学校以上に在籍している場合のみ)	在学証明書(2022 年 10 月 1 日以降に発行) 国立学校の在籍者は在学証明書に代えて「別紙 6」を提出してください。新たに就学者となった (変更があった) 場合は, 通学区分について, 申請書の詳細情報に記入してください。	別紙 6
3	世帯員 (本人含む) の職業・収入状況 (兄弟姉妹を除く)	○転職・退職・新規就職・雇用形態変更 (再雇用等) の場合 ① 前職の退職証明書または退職日がわかる書類 (退職日付記載の源泉徴収票の写しなど)。 ② 現職の「給与支払 (見込) 証明書」 (別紙 3)。 ○アルバイトの場合: 「アルバイトの収入証明書」 (別紙 2) または直近 3 か月の給与明細の写し。 ○事業・自営業を起業した, または廃業した場合: 窓口に直接状況を伝え, 相談してください ○新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した場合 (家計支持者) は, 追加の書類を併せて提出してください。	別紙 3 別紙 2 学生掲示板に掲示
4	世帯員のその他 (上記 2 以外) の収入状況 (兄弟姉妹を除く)	・収入状況のわかる書類の写し (年金振込通知又は年金決定 (改定) 通知, 賃料領収書, 傷病手当金支給通知, 生活保護決定 (変更) 通知, 児童扶養手当支給 (改定) 通知等)	

## 提出書類について 2

2022 年度後期分 大学制度の授業料免除申請に係る確認書について

### 給付奨学生（高等教育修学支援新制度）は

2022 年 10 月 1 日からの支援区分をスカラネットで確認し、支援区分の画面を印刷して提出。

- 高等教育の修学支援新制度採用者（日本学生支援機構給付奨学生）該当する支援区分に  
 を入れてください。

\* 後期授業料免除に申請できるのは、下記の支援区分の奨学生及び支援対象外となる学生です。

2019 年以前入学 学部生

2020 年度以降入学 学部生

支援区分 II（2/3 支援）  
または、III（1/3 支援）

支援区分 III（1/3 支援）

### 給付奨学生(高等教育修学支援新制度)でない場合

2021 年度の所得情報でシミュレーションし（進学資金シミュレーター-JASSO）  
支援対象に該当するか確認してください。

該当する場合、新制度に申請する必要があります。

- 高等教育の修学支援新制度採用者（2022 年在学採用〔二次採用〕に申請予定）  
 を入れてください。

### 該当しない場合

高等教育修学支援新制度の支援要件対象外のため、申請不可  
理由に を入れてください。

\* 収入基準外の場合

進学資金シミュレーター「給付型奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」  
実施結果の画面を印刷して提出。

高等教育修学支援新制度の在学採用の家計基準は、

4 月申請と 10 月申請では下記のように異なります。

そのため 4 月に不採用でも後期の支援が受けられる可能性があります。

4 月は 2020 年 1 月～12 月の家計基準で判定、10 月は 2021 年 1 月～12 月の家計基準で判定。